

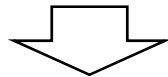
季節性インフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

呉市学校安全課
呉市子育て施設課

① 季節性インフルエンザが疑われる症状の発症

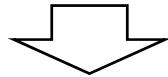
医療機関を受診してください。受診前には必要に応じて医療機関や受診・相談センター等へ事前に電話相談をしてください。

ご不明な点は、学校（園）へお問い合わせください。



② 医療機関受診・季節性インフルエンザと診断

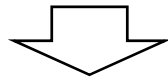
季節性インフルエンザと診断されたら、発症日等を医師に確認してください。診断結果等の書類がなくても、口頭で構いません。



③ 学校（園）に電話で報告

学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。

- ①乳幼児児童生徒の氏名
- ②学年・クラス（乳幼児の場合は、年齢）
- ③医療機関で確認した発症日



④ 自宅安静

発症後5日かつ解熱後2日（乳幼児にあつては3日）を経過するまでは登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。



⑤ 必要期間安静後、登校（園）

療養期間の経過後は登校（園）することができます。

なお、登校（園）許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。